

千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画に関する懇談会設置要綱

(目的)

第1条 平成28年3月に策定した「千葉県工業用水道施設更新・耐震化長期計画（平成30年度～令和39年度）（以下、「長期計画」という。）」については、事業費の増大や工期の遅れ等、計画と実績の乖離が課題となっている。このため、事業計画の見直し及び資金確保策等を含めた長期計画の改訂について、有識者、受水企業及び関係団体の意見を聴取するために、「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画に関する懇談会（以下、「懇談会」という。）」を設置する。

なお、本懇談会は、地方公営企業法第14条の規定に基づき設置される附属機関の性質を有しない。

(構成員)

第2条 懇談会は、別表の者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

2 構成員の任期は、前条で規定する長期計画の改訂が終了する日までとする。

(役割)

第3条 懇談会の構成員は、長期計画の改訂に関することについて意見を述べる。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を行う。

4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて企業局工業用水部長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、企業局工業用水部工業用水管理課及び施設設備課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

別表

懇談会構成員

区分	団 体 職 氏 名
有識者	東洋大学 名誉教授 石井 晴夫
	千葉大学 大学院工学研究院 教授 丸山 喜久
	独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所 所長 土田 百合子
受水企業	東葛・葛南地区 代表受水企業
	五井姉崎地区 代表受水企業
	木更津南部地区 代表受水企業
関係団体	(一社) 千葉県経済協議会 和崎 正二
	(一社) 日本工業用水協会 専務理事 高田 浩幸
オブザーバー	経済産業省 経済産業政策局
	地域産業基盤整備課 工業用水道計画官 小林 健一